

## 会 議 の 概 要

1 会 議 名	平成28年度第1回文化財審議会
2 開 催 日 時	平成29年1月27日（金）14時00分～16時00分
3 開 催 場 所	3-3会議室
4 出 席 委 員 [■出席 □欠席]	■足立委員    ■森委員    ■永田委員    ■喜多委員 ■橋本委員    ■服部委員    ■竹内委員
5 傍 聴 者 数	0 人
6 公 開 の 可 否	■ 可    □ 不可    □一部不可
7 議 題 及 び 結 果 の 概 要	<p>◆委嘱状交付</p> <p>◆会長・会長代理選出 （議長：橋本 久 委員    会長代理：服部 保 委員）</p> <p>◆報告事項</p> <p>（1）万籟山古墳の発掘調査について</p> <p>（2）中筋山手東古墳群1号墳の発掘調査について</p> <p>（3）関西学院大学図書館保管「旧小浜村役場文書」の市史資料室移管について</p> <p>（4）高添家住宅の登録有形文化財登録について</p> <p>◆その他</p> <p>（1）旧和田家住宅隣地について</p> <p>（2）山田家住宅の所有権移転について</p>

## 平成28年度 第1回文化財審議会 議事要旨

### 報告

(1) 万籟山古墳の発掘調査について、資料No.1に基づき報告。

大阪大学が昨年度に市指定文化財の万籟山古墳の測量調査を行い、今年2月末から万籟山古墳の発掘調査を行う。調査については来年度以降も計画している。

(委員より補足) 万籟山古墳は見事な竪穴式石室が発見されており、市史編纂時に石室内を調査してからは、ゴルフ場敷地内という立地の問題もあり調査されていなかった。今回の大阪大学の調査は、墳丘の両端にトレンチを入れて墳丘の規模をおさえるのが目的で、史跡の現状変更となるので、審議会へ報告している。

(委員) 大変意義があると思うが、手続き論だけ確認したい。この場所の所有者は市か個人か。

(事務局) 個人所有である。

(委員) 所有者の情報は資料に掲載してもらいたい。大阪大学が科学研究費に基づいて調査をするが、本来は科学研究費の申請を出す時点で審議会にかけるべきではないか。事務局は前後関係を間違えていると思うので注意してほしい。

(委員) 前任者が関わっており、突然出てきた話ではないと思うので、経緯については調べておいてほしい。

(2) 中筋山手東古墳群1号墳の発掘調査について、資料No.2に基づき報告。

宅地造成計画範囲内に中筋山手東古墳群1号墳と3号墳及び中筋山手古墳群7号墳が含まれていたため、開発業者と協議を重ねた。当初は3号墳のみ保存する計画だったが、7号墳も範囲外に変更、1号墳も可能な限り保存してもらえることになった。1号墳と3号墳の間に未知の古墳の存在を確認する調査を行った後、1号墳の道路にかかる部分の本発掘調査を行った。

(委員) 指定されているのは2号墳だけか。

(委員) 現時点では2号墳だけ。1、3号墳はされていない。

(事務局) 新池は財産区になっており、新池の北の部分に道路を作るとなると、財産区の処分が必要となる。市としても、民間開発の中で公益性が認められるのか、財産区を所管する管財課と協議しながら進めている。

(委員) この新池は農業用水か。農業用水なら開発行為で水質も関係する。

(事務局) この中筋のため池は水利組合も関係していて、財産区とともに水利組合との権利調整も必要になると思われる。

(委員) もともと山だった空間を住宅化していった、この傾斜のきつところを住宅にすると下の住宅への影響が心配である。

(委員) 土木工事としては可能だと思うが、盛土、切土の地盤調整が必要で、大量の泥がため池に流れ込むことになりかねない。市として指導が必要である。

(委員) 4号墳と6号墳はなくなったのか。

(委員) 西側が中筋山手古墳群で東側に古墳群が見つかったので中筋山手東古墳群と名付けて分割した。

(事務局) 4号墳は宅地開発により早い段階でなくなっている。

(委員) 古墳そのものは残したいと考えているが、3号墳も入口は非常に入りにくい。保存している2号墳も、南側隣のフェンスぎりぎりに入口があって、普通の人はどこから入ったらいいかわからない。

(委員) 古墳を市指定文化財に指定する話はないのか。

(事務局) 今のところはまだない。

(委員) 指定するかしないかの議論はするべきかと思う。

(事務局) 開発行為が行われた際には、古墳は市に寄付するよう協議している。

(委員) そういう意味では保存対象になっているので、見通しがついた時点で指定の問題も考えないといけない。その場合は、以前の調査で石室の図面はあるので、床面に何か残っていないか等の最低限の発掘調査だけは必要。周りに遺構がないか確認した上で保存してもらいたい。

(委員) 7号墳の指定は結構重要かもしれない。

(事務局) 前任者からは、3号墳が一番状態がいいので、残すなら3号墳を残してほしいと聞いていた。

(委員) 7号墳の指定については、所有者と交渉することはしてもいい。古墳がどんどん消えていっているので、可能な限り残した方がいい。

(委員) 宝塚市として古墳のような文化財はどれだけ認知されているのか。外から来た人たちの目玉にならないのか。

(委員) 国道176号線沿いの神社は古墳とセットになっているところが多い。

(委員) 県の指導はどういったものか。

(事務局) 7号墳は最終的に残ることになったので、県とは具体的に話していない。1号墳は当初は消失しても仕方ないという話だったが、業者が方針を変更した。県からは、天井石が残っている古墳は県内でも少数なので、保存の方向で業者と相談するよう言われていた。

(委員) 1、2、3号墳の所有者はだれか。

(事務局) 2号墳は市有。3号墳はまだ生産緑地。1号墳は業者が買い取っている状況と思われる。

(委員) できることからするなら、7号墳の指定を検討してもいいのでは。

(事務局) 開発事業において、文化財保護の立場として、できることをやっていくことが大事である。

(委員) 3号墳はどこかの段階で指定をかけてもいいと思う。7号墳は検討するということで。

### (3) 関西学院大学図書館保管「旧小浜村役場文書」の市史資料室移管について、資料No.3に基づき市史資料室より報告。

関西学院大学図書館に「小浜村役場備品」と記載の文書が保管されており、市史資料室へ相談があった。その後、当市所有の可能性を伺わせるメモが見つかり、今後の取り扱いについて協議の結果、当市中央図書館へ移管が決まり、覚書を締結した。

(委員) 市史が所管している旧村の文書はどうなっているのか。

(市史) 旧四村のうち、西谷村文書は倉庫に入ったそのままの状態、かなり膨大な量が

伝わった。良元村文書は、良元村役場が旧市庁舎になったので保管されていたらしいが、市政関係以外は残っていない。長尾村に関しても市政関係以外は散逸している。小浜村文書は段ボール 17 箱 223 点あり、全部残っているわけではないが、これだけ残っているのは貴重だと思う。

(委員) この資料は、市史編纂時にどれだけ使われているのか。

(市史) 関学に伝わったものは、市史には一切使われていないようである。市史編纂以前から関学にあったようである。所有に関しても、当市へ移譲するという内容で今回覚書を交わした。

(委員) 目録の番号は大まかに整理してからつけたのか。

(市史) 関学からの段ボールに通し番号が打っており、箱は移さず、箱番号に従い番号をつけた。

(委員) 金銭的な価値はどれくらいか。

(市史) 古書目録に村役場文書が掲載されることがあるが、点数が 100 点なかったこともあるが、10 万円を超えるくらいだった。

(委員) 博物館では寄贈を受けた場合、金銭に換算してお礼をすることになっている。

(委員) 西谷村文書の整理作業はどうなっているか。

(市史) 新たに非常勤アルバイト 2 名がこの 4 月から来て作業している。

(委員) 西谷村文書は非常にたくさんあるので、少しずつでも整理してもらいたい。鉱山関係資料も結構重要なものがある。

(4) 高添家住宅の登録有形文化財登録について、資料No.4 に基づき報告。

(委員より補足) 洋館は雲雀丘地区には多いが花屋敷地区では珍しい。和館は火災で建て替えたものだが、登録文化財は築 50 年から登録可能となるので、土蔵と門と併せて 4 件を全体として登録した。

## その他

(1) 旧和田家住宅隣地について、資料No.5 の地図に基づき説明。

市立歴史資料館、市指定文化財の旧和田家住宅隣地に、賃貸マンションの計画があり、当審議会委員にも現地立会していただいた。今回は土地所有者がこの計画を断ったが、今後も指定文化財の周辺地に造営の計画が出てくる恐れもあり、景観法、景観条例等で確認してほしいと意見をいただいた。確認した結果、景観法、市の景観条例でも現時点では周辺の土地・建物の周辺に関する手立てがない。旧和田家住宅は都市景観形成建築物に指定されていることが判明した。

(委員) 市指定文化財の建造物は、市の景観形成建築物にも指定し、二重に保護するのがのぞましい。自治体によっては、市指定の建造物は自動的に景観形成建築物に指定するところもあり、今後のことを考えるとできるだけ早い時期に手を打った方がよい。

(2) 山田家住宅の所有権移転について、資料No.6 の地図に基づき説明。

登録文化財の山田家住宅は、所有者と生前から死因贈与契約を交わしていたが、

昨年にご逝去され、市へ所有権を移転した。現在は、家屋内を市史資料室と協力しながら整理を進めている状況である。

(委員) この建物は江戸時代からの伝統的な姿をとどめた民家だと思うが、登録を見た限りでは近代建築と書いてあったように思う。一度中を見て、評価書を適宜改めた方がよい。

(委員) 庭には樹木があると思うが、家を管理するときには庭の管理費もつけてもらいたい。桜ヶ丘資料室は巨木になっている。

(委員) 建物や庭木の維持管理など、最低限のことが市の予算でできないようならボランティアをお願いしたらいい。

(事務局) 公園アドプト制度により、市内の公園においては、日常的な管理程度はすでに地域住民の方をお願いしている。桜ヶ丘資料室も年2回の公開に関して、宝塚まち遊び委員会に協力していただいている。山田家の管理については、今後考えていかなければいけない。

(委員) 住民団体、その他のグループを含めて、地域にある文化財に関わることで守っていく意識がもっと高まる。小浜の資料館にはそういう地域の方が既にいるが、アドバイスはいると思うが、庭木の手入れなど、ある程度のことは地域でできると思う。

(委員) 川西市はこの5年間で天然記念物を6件指定したが、必ずボランティアの協力を得るという条件で指定している。

(委員) 民具は1つのまとまった生活が行われていた貴重な文化遺産なので、民具調査もしてほしい。その家がどういう歴史を歩んだか、民具からわかるので、勝手にするのではなく、資料群として管理してほしい。